

# 災害時における施設復旧等応急業務に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と鈴鹿市造園建設業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害の発生により即時の対応が求められ、対応の遅延により二次災害等人的被害の拡大が予想される場合において、緊急に復旧するための応急措置を行うために、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、公園等の公共施設に災害が発生した際に、甲と乙が協力し連絡調整を図り、速やかに災害応急業務等を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、災害応急措置のための応援を要請する必要があると認められるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を連絡して乙の応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする日時場所
- (3) 応援を必要とする業務内容
- (4) その他応援を必要とする事項

2 乙は、前項の要請があった時は、災害応急措置の実施について甲に協力するものとする。

## （業務の内容）

第3条 甲が乙に実施を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 街路樹、公園樹等の倒木処理、崩土、倒木等の交通傷害物の撤去
- (2) 重機を活用した道路、河川における応急処置、障害物の除去、避難所となる公園の応急復旧
- (3) 土嚢の作成備蓄・搬送
- (4) パリケード、保安灯、運搬車両の確保
- (5) その他公共施設の応急措置

## （実施）

第4条 乙は、甲の指示を受け、要請に従って災害応急業務を実施するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、前条の規定により従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した場所、業務内容、期間
- (2) 業務に従事した者の氏名及び個人別従事時間数
- (3) 業務に使用した建設資機材等の種別数量等及び使用時間数
- (4) その他必要と認められる事項

## （費用負担）

第6条 乙が、第4条により要した費用は、甲乙協議の上、決定する。

但し、市民への配布を目的として土嚢を作製又は使用した場合は、甲へその費用を請求しないものとする。

## （請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に

請求するものとする。

(2) 甲は、前項の請求があったときは、三重県の積算基準に基づき積算し「鈴鹿市契約規則」並びに「工事関係の契約に伴う関連事務手続きについて」により執り行うものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 第3条の規定に基づき、災害応急措置に従事した者が当該業務により、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例」(昭和41年9月30日条例第21号)により行うもとする。

(防災訓練)

第9条 乙は、甲が主催する防災訓練への参加について、積極的に協力するものとする。

(資機材等の報告)

第10条 乙は、この協定に応援出来る会員名簿、出動出来る人員及び資機材等の数量について甲に報告するものとする。

但し変更があったとき、その都度甲に報告をする。

(細則)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別途定めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

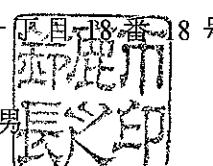
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成21年 8月18日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番8号

鈴鹿市

鈴鹿市長 川岸 光男



乙 三重県鈴鹿市石薬師町2456-108

鈴鹿市造園建設業協会

会長 中嶌 英樹

